

○財務省告示第三百二十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月二  
十四日に発行した割引短期国債及び政府短期証券  
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月八日  
財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一	名称及び記号	一	名称及び記号
一	国庫短期証券（第五百五十八回）	一	名称及び記号
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項	二	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	三	振替法の適用等
四	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格	四	発行方法

五

方募

イ

入札発競争

競争入札と同時に行われる入札  
競争入札発行者・以下  
を定める参加者による発行（以下  
市場特別参加者による発行）  
価格競争入札発行」という。）

ロ

国債市場  
特別参加者  
・第I  
者価格競争

各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。  
当てる。募集額を順次割り  
もそのうち応募額を順次  
からそのうち応募額を順次  
のからそのうち応募額を順次  
募集額を割り当てる。

六

イ

入札発競争

行競争  
入札発競争

額面金額で二兆二千八百六十五  
億六千万円に關する法律第  
う、特別会計に關する法律第  
四十六條第一項の規定に基づき  
発行した金額で一兆九千八百  
は、額面金額で一兆九千八百  
十六億円、財政法第七條第一項、  
財政特別会計に關する法律第八  
項、同條第四項、第九條第二  
項、同條第十條第一項及び第  
一百三十七條第一項の規定に基  
づくは、行した政府短期証券に  
いづくは、行した政府短期証券に



十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 然 だ  
二 大 銀 金 金 を と し  
十 臣 行 額 支 払 は 、 償  
七 か 通 百 円 に つ き 還  
年 通 知 を 受 け た 者 の 翌 営 業 日 休 業 日  
九 月 二 十 四 日